

【法的措置関係参考法令等】

一	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）	1
二	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百三十九号）	7
三	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	9
四	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	31
五	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）	75
六	専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）	83
七	専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）	89
八	学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）	91
九	教育基本法（平成十八年法律第二十号）	95
十	法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項	97

※ 出典（七及び十を除く。）法務省大臣官房編「現行日本法規」（株式会社ぎょうせい）

第五節 法曹養成

○司法試験法

(昭和十四年五月三十一日法律第四十号)

- 改正
昭和十七年七月二日法律第二十八号
同十八年七月二日法律第五十号
同二十年四月三日法律第四十四号
同二十一年七月六日法律第六十号
同二十二年四月二日法律第七十号
同二十三年五月九日法律第七十七号
同二十四年六月二日法律第八十号
同二十五年五月二日法律第八十七号
同二十六年六月七日法律第九十号
同二十七年四月二日法律第九十三号
同二十八年六月四日法律第九十五号
司法試験法をここに公布する。
司法試験法

目次

- 第二章 司法試験等(第一條—第十一條)
第三章 司法試験委員会(第十二條—第十六條)
第三章 補則(第十七條)
第一章 司法試験等(第一條—第十一條)
(司法試験の目的等)
第一條 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならんとする者
第九編 司法(司法試験法)

第九編 司法(司法試験法)

- 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならんとする者に必要な専門的な知識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
(一) 民法
(二) 刑法
(三) 民事訴訟法
(四) 刑事訴訟法
(五) 憲法及び行政法
(六) 法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。
3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。
4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士とならんとする者に必要な知識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。
(司法試験の受験資格等)
第四條 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。
一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第

A [日法一〇五五二・二二]⑩

に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定すること
を目的とする国家試験とする。
2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條の試験
は、この法律により行い。
3 司法試験は、第四條第一項第一号に規定する法科大学院課程に
おける教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うもの
とする。
(司法試験の方法等)
第二條 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論
文式による筆記の方法により行い。
2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必
要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式によ
る筆記試験の成績を総合して行い。
(司法試験の試験科目等)
第三條 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とな
らんとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を
有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目につ
いて行い。
一 憲法
二 民法
三 刑法

第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要
な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。の課程
(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者
その修了の日の最初の四月一日から五年を経過するまでの期
間
二 司法試験予備試験に合格した者、その合格の発表の日後の取
初の四月一日から五年を経過するまでの期間
2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験
資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予
備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受
験期間(前項各号に定める期間をいう。)において、他の受験
資格に基づいて司法試験を受けることにはできない。
(司法試験予備試験)
第五條 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法
試験を受けようとする者が前條第一項第一号に掲げる者と同等の
学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有
するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式によ
る筆記並びに口述の方法により行い。
2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行い。
一 憲法
二 行政法
三 民法

三六〇二

三六〇一

1

A [日法一〇五五二・二二]⑩

第七條 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎
年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報
をもつて公布する。
(合格者の決定方法)
第八條 司法試験の合格者は司法試験審査委員の合議による判定に
基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議に
よる判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。
(合格証書)
第九條 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試
験に合格したことを証する証書を授けし。
(合格の取消等)
第十條 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは
予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しく
はこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験
を受けようとするを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により
五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けること
ができないうことができない。
(受験手数料)
第十一條 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ

四 商法
五 民事訴訟法
六 刑法
七 刑事訴訟法
八 一般教養科目
九 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者
につき、次に掲げる科目について行い。
一 前項各号に掲げる科目
二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の
経験により修得されるものを含む。)についての科目をいう。
次項において同じ。)
4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析
及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意
を用い、法律実務基礎科目について行い。
5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その
全部又は一部について範囲を定めることができる。
(司法試験委員会の意見の聴取)
第六條 法務大臣は、第三條第二項第四号若しくは第三項又は前條
第九項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法
試験委員会の意見を聴かなければならない。
(司法試験等の実施)
第九編 司法(司法試験法)
第九編 司法(司法試験法)
第九編 司法(司法試験法)
実務を助長して政令で定める額の受験手数料を納付しなければな
らない。
2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつ
た場合においても返還しない。
(司法試験委員会の設置及び所掌事務)
第十二條 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員
会」という。)を置く。
2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 司法試験及び予備試験を行うこと。
二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関す
る重要事項について調査審議すること。
三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務
大臣に意見を述べること。
四 その他法律によりその権限に属せられた事項を処理するこ
と。
3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるとき
は、関係行政機関又は関係のある公私の団体に對し、必要な資料
の提供その他の協力を求めることができる。
(委員)

三六〇四

三六〇三

第十三條 委員会は、委員七人をもつて組織する。
2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうち
から、法務大臣が任命する。
3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前
任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができない。
5 委員は、非常勤とする。
(委員長)
第十四條 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。
2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある
場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。
(司法試験審査委員等)
第十五條 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに
合格者の判定を行わせるため司法試験審査委員を置き、予備試験
における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため
司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備
試験審査委員」という。)を置く。
2 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、委員会の推薦に基づ
き、当該試験を行うに必要なる学識経験を有する者のうち
から、法務大臣が試験に任命する。

A [日法一〇五五二・二二]⑩

した者に対しては、司法試験管理委員会が合格の決定を取り消すことができる。
(沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の規定の読替え)
第五条 この法律の施行後に行われる沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法、昭和四十五年法律第三十三号、第四号第三項の規定による合格の決定の取消しについては、同項中「司法試験管理委員会」とあるのは、「司法試験委員会」とする。

第六條 司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置
第六條 司法試験は、第二條の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」といふ)第三條第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二條の規定の施行の日前において、司法試験委員会の意見を聴くことができる。
第七條 司法試験は、第一條の規定の施行の日前において、新法第五條の規定により、新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」といふ)に係る司法試験審査委員会を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、第一條の規定の施行の日前においても、行うことができる。
第七條 司法試験委員会は、平成十八年から平成二十二年までの間においては、新司法試験を行うほか、従前の司法試験(平成二十二年においては、平成二十一年の第二次試験の筆記試験に合格し

た者に対する口述試験に限る)を行うものとする。この場合において、第二條の規定による改正前の司法試験法(以下「旧法」といふ)第二條から第六條の二まで及び附則第二項の規定(これらの規定に基づき法務省令の規定を含む)は、第二條の規定の施行後も、なおその効力を有する。
2 前項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」といふ)については、新法第一條第一項及び第二項、第七條から第十一條まで並びに第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一條第一項中「司法試験」とあるのは「司法試験及び新法第一條第一項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」といふ)と、新法第七條中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第八條中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員会の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会、とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九條及び第十條第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十條中「司法試験若しくは予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十一條第二項第一号から第三号まで及び第十七條中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五條第一項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員会(以下この条及び次条において「予

備試験審査委員会」といふ)を置く」とあるのは「置く」とする。
3 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第二條の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」といふ)第三條第二項第四号又は第三項」とあるのは「一次条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる第二條の規定による改正前の司法試験法第四條第一項第四号又は第六條第四項」と、同条第二項中「新法第十五條」とあるのは「一次条第二項の規定により読み替えて適用される第二條の規定による改正後の司法試験法第十五條」と読み替えるものとする。
附則(効力発生等)については、本邦に置いた改正前の司法試験法

(新司法試験及び旧司法試験の受験)
第八條 平成十八年から平成二十二年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。
2 新法第四條第一項第一号の受験資格(同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ)に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前一年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」といふ)をしているときは、その旧司

た者に対する口述試験に限る)を行うものとする。この場合において、第二條の規定による改正前の司法試験法(以下「旧法」といふ)第二條から第六條の二まで及び附則第二項の規定(これらの規定に基づき法務省令の規定を含む)は、第二條の規定の施行後も、なおその効力を有する。
2 前項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」といふ)については、新法第一條第一項及び第二項、第七條から第十一條まで並びに第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一條第一項中「司法試験」とあるのは「司法試験及び新法第一條第一項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」といふ)と、新法第七條中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第八條中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員会の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会、とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九條及び第十條第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十條中「司法試験若しくは予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十一條第二項第一号から第三号まで及び第十七條中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五條第一項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員会(以下この条及び次条において「予

法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四條第一項の規定を適用する。
3 前項に規定するものほか、新法第四條第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。
附則(予備試験の実施時期)
第九條 新法第五條に規定する予備試験は、新法第七條の規定にかかわらず、平成二十二年から行ふものとする。
(旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置)
第十條 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

附則(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則(平成二十二年六月四日法律第五号)
平成十九年改正(三)号(平成十九年二月二十六日閣内閣府令第一九号)
A(日法一〇五五二・三)⑩

第九編 司法(司法試験法)
三六〇九

第九編 司法(司法試験法)
三六一〇

第九編 司法(司法試験法)
三六一一

第九編 司法(司法試験法)
三六一二

第九編 司法(司法試験法)
三六一三

第九編 司法(司法試験法)
三六一四

第九編 司法(司法試験法)
三六一五

第九編 司法(司法試験法)
三六一六

第九編 司法(司法試験法)
三六一七

第九編 司法(司法試験法)
三六一八

第九編 司法(司法試験法)
三六一九

第九編 司法(司法試験法)
三六二〇

第九編 司法(司法試験法)
三六二一

第九編 司法(司法試験法)
三六二二

第九編 司法(司法試験法)
三六二三

第九編 司法(司法試験法)
三六二四

第九編 司法(司法試験法)
三六二五

第九編 司法(司法試験法)
三六二六

第九編 司法(司法試験法)
三六二七

第九編 司法(司法試験法)
三六二八

第九編 司法(司法試験法)
三六二九

第九編 司法(司法試験法)
三六三〇

第九編 司法(司法試験法)
三六三一

第九編 司法(司法試験法)
三六三二

第九編 司法(司法試験法)
三六三三

第九編 司法(司法試験法)
三六三四

第九編 司法(司法試験法)
三六三五

第九編 司法(司法試験法)
三六三六

第九編 司法(司法試験法)
三六三七

第九編 司法(司法試験法)
三六三八

第九編 司法(司法試験法)
三六三九

第九編 司法(司法試験法)
三六四〇

第九編 司法(司法試験法)
三六四一

第九編 司法(司法試験法)
三六四二

第九編 司法(司法試験法)
三六四三

第九編 司法(司法試験法)
三六四四

第九編 司法(司法試験法)
三六四五

第九編 司法(司法試験法)
三六四六

第九編 司法(司法試験法)
三六四七

第九編 司法(司法試験法)
三六四八

第九編 司法(司法試験法)
三六四九

第九編 司法(司法試験法)
三六五〇

第九編 司法(司法試験法)
三六五一

第九編 司法(司法試験法)
三六五二

第九編 司法(司法試験法)
三六五三

第九編 司法(司法試験法)
三六五四

第九編 司法(司法試験法)
三六五五

第九編 司法(司法試験法)
三六五六

第九編 司法(司法試験法)
三六五七

第九編 司法(司法試験法)
三六五八

第九編 司法(司法試験法)
三六五九

第九編 司法(司法試験法)
三六六〇

第九編 司法(司法試験法)
三六六一

第九編 司法(司法試験法)
三六六二

第九編 司法(司法試験法)
三六六三

第九編 司法(司法試験法)
三六六四

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)
改正 平成十九年六月二十七日法律第九号
同 四年八月三日同 第五号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律をここに公布する。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化を図ることを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の徹底又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)
実務に必要な能力を修得させること。
第一九法九六・一(一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「法曹養成の基本理念」という。)に基づき、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念に基づき、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(大学の責務)

A [日法一〇〇三・三三] ④

の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要となることとなり、多様な幅広い国民の要求にこたえることがより高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の設置をもつて、入学者の適性の適宜な評価及び多様な確保の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高く、授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用力(弁論の能力を含む。次条第二項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての

三六五三

(大学の責務)

第四条 大学は、法曹養成の基本理念に基づき、法科大学院における教育の充実を目的として積極的に努めるものとする。

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認定の基準に係る学校教育法第九十九条第三項に規定する細目を定めるときは、その者定める法科大学院に係る法第九十九条第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三項に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第九十九条第二項に規定する認定評価機関(以下この条において単に「認定評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認定評価(第四項において単に「認定評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認定評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けようとする教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認

三六五四

A [日法一〇〇三・三三] ④

証評価を行った認定評価機関から学校教育法第九十九条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。
(一九九六・一(一部改正))

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができ、

一 法科大学院に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき、

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認定の基準に係る学校教育法第九十九条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき、

三 学校教育法第九十九条第二項の規定により、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認定し、又は同法第九十九条第二項の規定によりその認定を取り消そうとするとき。

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)

第九編 司法 (法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)
育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律
(平成二十四年法律第五十四号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 平成二十四年八月十日法律第五十四号 抄
平成十九年政令第三号で平成十九年二月六日から施行
この法律は、公布の日から施行する。

A [日法一〇〇三・三三] ④

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による報告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。
(一九九六・一(一部改正))

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項から第五項まで及び第六条第二項第一号の規定
公布の日
二 第五条第一項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日
(検討)

第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教

三六五五

A [日法一〇〇三・三三] ④

A [日法一〇〇三・三三] ④